のみを陳列されてゐる工場内のアジが之を行はれないのは当然であるが、
だが斯様の民主主義的要求が存在すること政治的闘争があればこそ
はなく労働者農民独自の要求し―八時間労働制耕作権確立等の如
きしは之自身民主主義的要求である。従って労働者農民が、
その要求に依って権力に対抗する組織に動員されることに依って政治的自
由獲得のための全労働大衆の政治的共同組織を権力に対抗させ
るであらうから我党は労働者農民の要求を無条件的に支持して
我党自身が労働者大衆農民大衆を正しく指導すべきである。そ
してそのために工場細胞地域細胞が伝統に依拠すべきである。我党の指導
する闘争を[illegible]する民衆大衆の要求を制限するは誤謬である。
我が都市に於て民衆は大会が権力に展開されるためにも工場農村
労大会 農民大会が正しく我党の手によって組織されることが必
要である。

二、青年運動婦人運動の展開について、

以上のやうな見地から我党の青年並に婦人に対する働きかけに於ても、我党は青年の青年婦人に共通な要求をのみ揚げるのではなく労働青年労働婦人独自の要求をアヂーし わが工場に於て青年大会女工大会を組織しなければならぬ。かくして我が広汎な労働青年婦人がわが党の周囲に動員されるであらう、従ってわが党の展開する青年運動婦人運動が始めて可能となるものなのである。

三、我党の正式組織系列確立に関して

わが党第二回大会はわが党の使命とする最後の徹底的民主化のわが党
二回大会はわが党の使命とする大部分を[illegible]として[illegible]
以後区別に半ばし組織すべきであると正しく規定された。だがかかる支部
組織系列その当然な積極的に適用しないといふ考慮によって
我が機関の組織を整理することによって確立しないのではなく わが党